

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
ボランティア登録取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会（以下、本会とする）がボランティア・市民活動を行う市民を明確に把握し、コーディネート業務の迅速化と安心して活動できる体制を確立することで、ボランティア・市民活動の推進と地域福祉の向上を図ることおよび、本会が行うボランティアの登録・管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(登録要件)

第2条 郡山市において、以下のいずれの要件も満たしているボランティア・市民活動を継続して行う個人および団体、また、今後、活動をしたいと考えている個人および団体であること。

- (1) ボランティア・市民活動が自主的かつ計画的・組織的に行われている団体。
- (2) ボランティア・市民活動が年間を通して定期的実践されている団体。
- (3) ボランティア・市民活動の自主性を尊重する観点から、自主財源確保に努力し、会員による会費負担がなされている団体。
- (4) ボランティア・市民活動を行っているまたは行おうとしている個人。

2 なお、下記の団体および個人の登録は認めない。

- (1) 解散した団体、実質的な活動を行う意思のない団体・個人。
- (2) 営利を目的とする団体・個人。
- (3) 常に連絡ができる住所・電話番号などの連絡先を有していない団体・個人。
- (4) ボランティア・市民活動を通じて、宗教の教義の普及、または政治上の主義の推進を図る団体・個人。
- (5) 暴力団または暴力団の構成員、もしくはその統制下にある団体など、法令、公序良俗等に違反する団体・個人。

(登録の効果)

第3条 登録を承認された団体および個人は、本会によるボランティア・市民活動の斡旋および紹介や、本会からの情報提供を継続的に受けることができ、情報の共有と連携を深めることにつなげることができる。

(登録の手続き)

第4条 ボランティア登録を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、「ボランティア団体登録申込書」（様式1）に必要事項を記入の上、本会に来訪したうえで、本会に提出し本会会長の登録の許可を受けなければならない。

2 「ボランティア団体登録申込書」（様式1）には、以下の書類を添付するものとする。

- (1) 会則、規約、設立趣意書、定款など団体であることがわかるもの
- (2) 予算、決算、事業報告、事業計画
- (3) 会員名簿（会員の氏名、住所、電話番号が記載されているもの）
- (4) パンフレット、定期刊行物など、会の概要がわかるもの
- (5) その他参考資料

3 個人については、「ボランティア個人登録申込書」（様式2）を提出すること。

(登録の許可)

第5条 本会会長は、提出された「ボランティア団体登録申込書」(様式1)および「ボランティア個人登録申込書」(様式2)の記載事項が第2条の登録要件を満たしているか確認し、登録を許可する。前条の申請に基づき登録の許可を決定したときは、申請団体に「ボランティア登録決定通知書」(様式3)を交付するものとする。

2 本会会長は、次の事由がある場合には、登録の承認を行わないことができる。

- (1) 過去に登録を取り消されたものからの申込があった場合。
- (2) 登録申し込みにあたり、記入した内容に虚偽の記載があった場合。
- (3) 登録の承認を行わない正当な事由のある場合。

(登録の変更)

第6条 申請団体および個人の登録に変更がある場合は、その都度本会に連絡をする。変更に際しては、「ボランティア団体・個人登録変更届出書」(様式4)をもって変更事項を再度提出するものとする。

(登録の抹消)

第7条 本会に登録したボランティア団体および個人が、以下の項目に該当する場合、本会会長は、登録者の承諾の有無にかかわらず、登録を抹消し速やかに登録者に通知する。

- (1) 登録要件を満たさなくなった場合。
- (2) 更新手続きをしなかった場合。
- (3) 他の登録者を誹謗中傷する行為または公序良俗に反する行為があった場合。
- (4) 本会が認めない不正な行為があった場合。

2 ボランティア登録団体および個人が登録の抹消を申し出た場合、速やかに「ボランティア登録取消申請書」(様式5)に記入し、本会会長に提出する。

(登録の有効期限および更新)

第8条 登録の有効期限は登録日から登録日の属する年度末までとし、更新時には、団体の活動した実績がわかる資料を本会に1部提出する。

2 本会会長は、登録者に対し、登録の有効期限までに登録の更新手続きについて通知するものとする。

(個人情報に関する取扱い)

第9条 本会は、ボランティア登録により取得した個人情報を第1条の目的を達成するために利用し、ボランティア・市民活動に関すること以外に使用しない。また、本会は、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しない。

2 本会は、登録者自身が自主的に公開している個人情報については、その責任を負わない。

附 則

この要項は、平成24年3月13日より適用し、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年3月1日より適用し、平成31年3月5日から施行する。